

令和8年度



市民企画講座（特別版） の企画を募集します！




R8年度に限定で応募資格を緩和した市民企画講座（特別版）を募集します。
この機会に、ぜひご応募ください。

市民企画講座とは、学びたいことや取り組んでみたいことを市民団体のみなさん自らが企画・運営する講座です。

今回は特別版として、市民団体のみなさんが自ら講師※になり、
もしもの備えや気になるテーマで、みんなの暮らしを応援する講座
の企画を募集しています。柔軟な発想を生かし、人づくり・地域づくりに発展するような企画をお待ちしています。

※応募には条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

市公式ウェブサイト内の「市民企画講座（特別版）をお考えのみなさまへ」をよくお読みください。



募集期間は 6月2日(火)まで

問い合わせ・申し込み先
安城市生涯学習課生涯学習係
安城市桜町17番11号
(へきしんギャラクシープラザ/安城市文化センター)
TEL 0566-76-1515
メール shogaku@city.anjo.lg.jp



【対象事業】

- (1) 市民団体（グループ）自らが企画、立案及び運営（準備を含む）を行うもの。
- (2) この講座は市民団体が社会貢献を目的とするもので、市から講師料・企画料・運営費の支給は行わない、かつ参加者から受講料の徴収を行わないものとする。
- (3) 市内で開催し、広く市民を対象とするもの。
- (4) 社会情勢の変化による現代的課題（防災・減災、超高齢社会、男女共同参画、まちづくり、環境、防犯、子育て支援等）を取り上げたものであり、受講者がその課題等を自身の問題として認識し、理解を深める内容であるもの。へきしんギャラクシープラザで開催し、広く市民を対象とするもの。
- (5) 講座または実習形式で開催するもの。
- (6) 原則として、連続（2回以上）で講座を構成するもの。
※講演会・イベント等1回限りのものは不可。
- (7) 受講後、受講者が市民団体（グループ）に参加する・学習グループを作る等を考慮したものの。
- (8) 受講者の定員は、50名を限度としたもの。
- (9) 営利、特定の宗教の普及または政治活動を目的としていないもの。
- (10) 令和8年10月から令和9年2月の間に実施するもの。

【対象者】

すべての条件を満たす団体が対象となります。

- (1) 不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的な活動を継続的に行う団体。
- (2) 構成員が5人以上で、かつ、その過半数が市内に住む者または市内で働く者である団体。
- (3) 規約または会則を持ち、かつ、代表者及び組織としての執行体制が確立している団体。

【募集講座数】 1講座程度

【市の支援内容】

- (1) 消耗品・会場使用料等のうち、市が認める経

費の負担。※消耗品の内容は市が認めるものとなります。詳細はお問合せください。

- (2) 安城市生涯学習情報誌「あんてな」及び市公式ウェブサイトによる広報
- (3) チラシの印刷・配布に関する協力（原稿は団体で作成・配布・印刷してください。）
- (4) 講座の企画・運営に関する助言

【申し込み方法】

6月2日(火)までの午前9時から午後5時までに、必要書類を生涯学習課(へきしんギャラクシープラザ内/電話 76-1515) 窓口にお持ちいただくか郵送、もしくはEメール(shogaku@city.anjo.lg.jp)で提出してください。様式第1・第2は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

【必要書類】

- ①様式第1「市民企画講座申請書」
- ②様式第2「市民企画講座企画書」
- ③市民団体の規約又は会則
(市民団体の場合のみ) 市公式ウェブサイト
- ④市民団体の名簿



なお、申請後、市民団体（グループ）にヒアリングを実施し、採択講座を決定します。ヒアリング日程は随時行うものとし、申請書提出時に応募団体（グループ）と市の協議のうえ決定します。

【その他】

- (1) 採択にあたり、市からの要望や条件を添える場合があります。
- (2) 採択後、「安城市市民企画講座計画書」を提出していただきます。
- (3) 講座終了後、「安城市市民企画講座実績報告書」を提出していただきます。
- (4) 本事業は委託事業ではありません。
- (5) 市公式ウェブサイト内の「市民企画講座特別版をお考えのみなさまへ」をよくお読みください。

市民企画講座（特別版）の企画をお考えのみなさまへ

生涯学習課

市民企画講座（特別版）の実施に関しては、いくつかの約束事がありますので、必ず目を通していただき、ご承知おきください。

<市民企画講座（特別版）について>

次の各号のいずれにも該当する講座であること。その他以下の事項に留意し計画を立ててください。

- (1) 市民団体自らが企画、立案及び運営（準備を含む。）を行うこと。
- (2) この講座は市民団体が社会貢献を目的とするもので、市から講師料・企画料・運営費の支給は行わない、かつ参加者から受講料の徴収を行わないものとする。
- (3) 市内で開催し、広く市民を対象とするものであること。
- (4) 社会情勢の変化によって発生した現代的課題を取り上げたものであり、受講者がその課題等を自身の問題として認識し、理解を深める内容であること。
- (5) 講座又は実習形式で開催されるものであること。
- (6) 原則として、2回以上で構成されるものであること。
- (7) 受講者の定員は、50名を限度とすること。
- (8) 営利、特定の宗教の普及又は政治活動を目的としないこと。
- (9) 応募団体が原則同様と思われる内容を2年以内に実施していないこと。

<講座名について>

講座名については、市民の方が興味をもち、受講につながるようなものを20文字以内で設定してください。

<運営について>

採用団体と生涯学習課の役割分担は以下のとおりです。採用団体内で役割分担し、**十分なスタッフ数**で受講者の安全を考慮し、円滑な運営を行ってください。

採用団体	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程調整 ・ 講師依頼 ・ 配布資料作成 ・ 生涯学習情報誌の作成の校正 ・ 参加者募集チラシの作成・印刷・配布 ・ 生涯学習情報誌以外の広報・集客 ・ 当日の受付 ・ 当日会場準備・片づけ ・ 当日パソコンやプロジェクター等の機器の設置等 ・ 当日資料の印刷等準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座会場の手配 ・ 託児者の手配 ・ 講師依頼文の作成及び送付 ・ 生涯学習情報誌の作成 ・ H P の作成 ・ 受講申込の受付 ・ 受講者への通知文の作成及び送付 ・ 参加者募集チラシの校正 ・ 公民館へのチラシ配布依頼文の作成 ・ 受講者名簿の作成

<受講形式について>

- (1) 講座の形式は会場での対面方式及びオンライン方式を選択してください。対面方式とオンライン方式の併用であるハイブリッド方式はできません。
- (2) 講座回数は2～5回までを基本とし、計画をしてください。

提出した企画書の日程を大きく変更することのないようにしてください。

<費用負担について>

- (1) 講座の実施に要する経費のうち、消耗品費（他講座でも使用できる汎用的なもの）・会場使用料（借用備品含む）等の生涯学習課が必要と認めるものは負担します。
ご提出いただいた講座計画書から内容を変更する場合は速やかに生涯学習課へご連絡ください。
- (2) 必要な消耗品等がある場合、講座開始の一ヶ月半前までに生涯学習課にご相談ください。後日の支払いはできません。

<講師について>

- (1) **講師・助手は市民団体のメンバーでも可能です。**
- (2) 講師謝礼の支給はありません。

<会場・備品について>

- (1) 開催会場は原則、へきしんギャラクシープラザで行うこととします。ただし、へきしんギャラクシープラザ以外を開催会場としたい場合にはその理由を明確にし、生涯学習課へ承諾を得てください。
- (2) 原則対面形式で開催して下さい。
- (3) バス見学は原則不可とします。(バスを採用団体が有料で借りる場合も不可) 見学は現地集合(安城市内の公民館など公共施設で駐車場を確保できる場所)し、歩いていける場合のみ可とします。
- (4) 会場は原則1回の講座につき1部屋とし、託児がある場合は和室を追加して使用することができることとします。

<託児付講座について>

- (1) 託児付きで講座を開催する場合は、対象年齢は6カ月から未就園児です。
(託児の定員は最大10名)
※ただし、土日祝に開催の講座については、託児世話人の手配が可能な日付に限ります。定員も少なくなる可能性があります。
- (2) 同室託児や子どもを抱っこしながらの受講は参加者の募集の時点で事前告知をした場合のみに開催できます。

<広報について>

- (1) 生涯学習情報誌「あんでな」へ掲載します。
- (2) 市公式HPへ掲載をします。
- (3) 詳細チラシの作成をしてください。
- (4) 上記のほか、関係機関と連携するなど、様々な広報活動を行い、受講者を募ってください。

<ヒアリングについて>

- (1) 申請書・企画書の提出後、へきしんギャラクシープラザにてヒアリングを実施します。後日日程をご案内します。
- (2) 申請書・企画書を元に口頭でのプレゼンテーションと質疑応答を行っていただきます。(30分程度)
- (3) ヒアリング後、採否結果を通知します。